日光市除染実施計画 < 第 1 版 >

平成 24 年 4 月

日光市

日光市除染実施計画

〈第1版〉

目 次

1.	除染等の措置等の実施に関する方針1
2.	除染実施計画の対象2
3.	除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
4.	除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用
	上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置8
5.	土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期11
6.	除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関
	する事項12
7.	その他の事項

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

日光市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復(除染)に取り組んでまいります。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます。)に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト 以下になることを目指し、平成25年3月までを第1期として、子どもの生活環 境を中心に除染を行います。

なお、本計画については、放射線量の継続監視や除染の効果等を踏まえ、区域の再検証、除染内容や期間について、随時見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象

(1) 市内の空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域

市が平成24年3月に実施した市内の放射線量の測定に基づき、測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域については、除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

【毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域】

	区域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
	瀬尾	0.14~0.45	0.26
	小百	0.26~0.46	0.35
	佐下部	0.32~0.53	0.40
	大桑町	0.21~0.43	0.34
	原宿	0.30~0.60	0.38
今	栗原	0.29~0.43	0.33
,	高柴	$0.25 \sim 0.51$	0.34
	川室	$0.25 \sim 0.34$	0.29
市	轟	$0.22 \sim 0.48$	0.34
	大渡	$0.23 \sim 0.48$	0.31
	町谷	$0.24 \sim 0.35$	0.29
	倉ケ崎	$0.26 \sim 0.35$	0.31
	倉ケ崎新田	0.19~0.29	0.24
	芹沼	0.16~0.33	0.26
日	所野	0.13~0.35	0.23
光	滝ケ原	$0.22 \sim 0.28$	0.24
	鬼怒川温泉滝	$0.19 \sim 0.35$	0.26
藤	鬼怒川温泉大原	0.23~0.38	0.30
	小佐越	0.31~0.40	0.35
i ci	柄倉	$0.29 \sim 0.47$	0.37
原	高徳	$0.26 \sim 0.38$	0.34
	藤原	0.13~0.36	0.23

*測定地点(高さ)1メートル

	区 域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
	足尾町本山	0.24~0.34	0.29
	足尾町愛宕下	0.17~0.28	0.23
	足尾町赤倉	$0.23 \sim 0.37$	0.28
	足尾町南橋	0.28~0.38	0.31
足 尾	足尾町深沢	$0.20 \sim 0.43$	0.27
	足尾町上の平	$0.24 \sim 0.33$	0.27
	足尾町下間藤	$0.27 \sim 0.30$	0.29
	足尾町掛水	$0.17 \sim 0.32$	0.25
	足尾町向原	$0.22 \sim 0.32$	0.25
	足尾町	0.16~0.46	0.24

*測定地点(高さ)1メートル

(2) 子どもが長時間生活する施設

1) 市内の公立小中学校・公立幼稚園、公立保育園及び私立幼稚園、私立保育 園等の施設

市内の小中学校等の施設において、本計画の対象区域とする施設の空間線量率の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設は、下記表のとおりです。

なお、下記表にかかわらず、市内の子どもが長時間生活する小中学校等の施設については、全てを除染対象とします。除染にあたっては、施設の空間線量率の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の施設については、市が独自に対応方針を作成し除染を実施します。

【毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設】

		空間線量率	平均空間	
	区 域	の範囲	線量率	備考
		(μ Sv/h)	(μ Sv/h)	
	今市小学校	0.20~0.26	0.23	
	今市第二小学校	0.22~0.33	0.25	
	今市第三小学校	0.17~0.28	0.23	
	大桑小学校	$0.37 \sim 0.46$	0.41	
	轟小学校	0.33~0.41	0.38	
	小百小学校	$0.40 \sim 0.53$	0.46	
	小林小学校	0.26~0.33	0.29	
ار	今市中学校	0.18~0.27	0.23	
小	東原中学校	$0.23 \sim 0.34$	0.27	
	豊岡中学校	$0.33 \sim 0.50$	0.40	
中	小林中学校	$0.23 \sim 0.29$	0.25	
224	日光小学校	0.23~0.31	0.25	
学	所野小学校	$0.21 \sim 0.33$	0.26	
44.	野口小学校	$0.27 \sim 0.50$	0.34	
校	安良沢小学校	0.22~0.31	0.26	
	小来川小中学校	0.22~0.29	0.25	50 cm
	東中学校	0.24~0.31	0.27	
	鬼怒川小学校	$0.25 \sim 0.43$	0.34	
	下原小学校	$0.30 \sim 0.55$	0.39	
	藤原中学校	$0.29 \sim 0.42$	0.33	
	足尾小学校	$0.24 \sim 0.31$	0.28	
	足尾中学校	$0.26 \sim 0.34$	0.30	

	並木保育園	$0.23 \sim 0.27$	0.24
	せせらぎ保育園	$0.25 \sim 0.37$	0.29
	原町みどり保育園	$0.22 \sim 0.25$	0.23
市	しばやま保育園	0.20~0.28	0.23
<u> </u>	日光保育園	0.23~0.30	0.25
保	所野保育園	0.29~0.35	0.32
	下原保育園	$0.37 \sim 0.39$	0.37
育	鬼怒川保育園	0.28~0.38	0.34
園	藤原保育園	$0.25 \sim 0.27$	0.25
	高徳保育園	$0.37 \sim 0.42$	0.39
等	足尾認定こども園	$0.24 \sim 0.27$	0.25
.,	豊岡児童館	$0.36 \sim 0.47$	0.41
	塩野室児童館	0.20~0.27	0.24
	つばさ園	0.22~0.26	0.24

区域		空間線量率	平均空間
		の範囲	線量率
		(μ Sv/h)	(μ Sv/h)
	今市幼稚園	$0.21 \sim 0.27$	0.23
	聖ヨゼフ幼稚園	$0.24 \sim 0.27$	0.25
	清滝幼稚園	0.20~0.28	0.23
	聖アントニオ幼稚園	$0.21 \sim 0.27$	0.23
私立	きぬ川幼稚園	0.23~0.34	0.29
私立幼	芹沼保育園	0.23~0.32	0.28
稚園	杉の子保育園	0.22~0.27	0.23
等	㈱近代ビル管理社 たんぽぽ託児所	0.36~0.39	0.37
	宇都宮ヤクルト㈱ 杉並木託児所	0.24~0.29	0.25
	宇都宮ヤクルト㈱ 鬼怒川託児所	0.35~0.44	0.39

*測定地点(高さ)中学校:1メートル

上記以外:50センチ

2) 18歳以下の子どもがいる世帯の住宅

市内の18歳以下の子どもがいる世帯における住宅については、「2の(1)」の除染実施計画の対象区域であるか否かを問わず、全てを除染対象とします。除染にあたっては、市が独自に対応方針・支援策を作成し除染を実施します。

- ※ 積雪などにより現時点で詳細測定を行うことができない区域や施設については、雪解け後に再度詳細測定を実施し、測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の場合は、本計画の対象区域とします。
- ※ 公園についても、詳細な測定を実施し、測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の場合は、本計画の対象区域とします。
- ※ 県や国などの所有する施設などについても、詳細な測定を依頼し、空間線 量率の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の場合は、本 計画の対象区域とします。
- ※ 今後も詳細な測定を継続し、測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域や施設については、本計画の対象区域とします。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、除染実施計画の対象となる区域内の除染対象ごとに、以下の実施者 が行うものとします。

特に子どもの生活環境については優先的に除染を実施していきます。

優先 順位	除染対象	実施者
	全ての公立小中学校・公立幼稚園、公立保育園、児童館、こども園、その他同等の施設 ※1	市・県
1	全ての私立幼稚園、私立保育園	市 ※2
	18歳以下の子どもがいる世帯の住宅	市・所有者 ※3
	公園 ※1	市・県
	公共施設(庁舎・公民館 等)※1	市・県・国・その他関係 地方公共団体
2	通学路(側溝を含む。)※1	市・県・国
	民有地(住宅 等)	所有者 ※3
	観光施設・商業施設・工場 及び その他同等の施設	所有者・管理者 ※3
3	農地 (牧草地も含む)	※ 4
ა	生活圏隣接の森林	所有者 ※3

- ※1 「公共施設」及び「通学路(側溝を含む。)」は、具体的に除染する対象 について、今後、国・県などと相談し定めることとします。
- ※2 私立幼稚園等は、施設管理者と協議の上、市が除染を実施します。なお、 その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力を いただくことになります。
- ※3 民有地等については、市民や所有者の協力が必要です。市としましては、 対応方針を策定し、線量低減化支援事業により、自治会や個人による除 染活動を支援いたします。
- ※4 農地については、県内7市町と連携し、県に除染の対応を協議します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン(平成 23 年 12 月 第1版)及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001号。平成 24 年 3 月 29 日改定。)の内容に則って除染を行います。

(1) 除染対象と主な除染措置の内容

除染対象	除染作業等	内容	
	建屋の洗浄	○屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、 高圧洗浄○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等	
	アスファル ト等の除染	○ブラシ洗浄○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去	
小中学校・幼稚園・	表土除去及 び客土	○庭等における表土等の除去等○客土、圧密による原状回復	
保育園	表土除去及 び現場保管	○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ○現場保管の際の残土による原状回復	
	草木除去	○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄○落葉の除去、除草	
	土地表面の 被覆	○汚染されていない土等による被覆	
上記以外の公共施	建屋の洗浄	○屋上・壁面の清掃、拭き取り○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等	
設または観光・商業 施設、工場、集合住	アスファル ト等の除染	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去	
宅などの民有地	草木除去	○枝葉の剪定○落葉の除去、除草	
通学路(小中学校、	路面洗浄等	○散水車及び清掃車によるブラッシング ○手作業によるブラシ洗浄 ○歩道洗浄、除草	
幼稚園、保育園)	側溝の清掃	○泥等の掻き出し、除草 ○ブラシ洗浄	
	法面の除草	○除草	

除染対象	除染作業等	内容	
	建屋の洗浄	○屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、 高圧洗浄○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去	
公園、児童遊び場、	アスファル ト等の除染	○ブラシ洗浄 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去	
スポーツ広場のう ち子どもが長時間	表土除去及 び客土		
生活する施設	表土除去及 び現場保管	○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ○現場保管の際の残土による原状回復	
	草木除去	○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄○落葉の除去、除草	
	家屋の除染	○壁面等の清掃、拭き取り○雨樋等の清掃、洗浄○汚泥の除去等	
民有地 (住宅)	コンクリー ト等の除染	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去	
	草木除去	○枝葉の剪定○落葉の除去、除草	
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉 除去等	○枝葉の剪定、枝打ち○落葉の除去、除草	

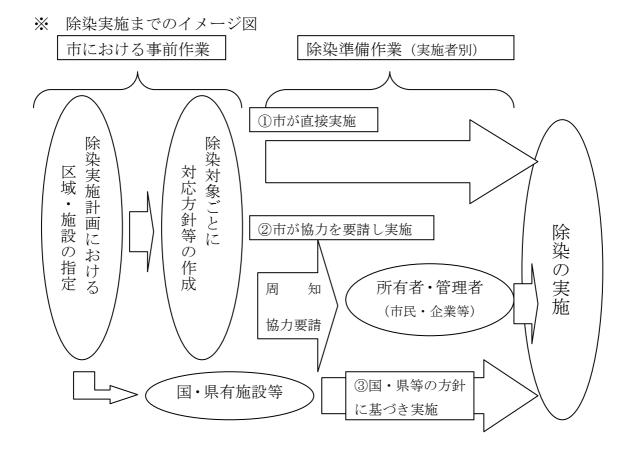
「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」より

(2) 除染実施までの流れ

除染については、必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線量の測定を実施した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施します。

なお、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

市において、除染対象ごとに除染範囲、除染内容等を記載した対応方針等を作成し、市民や企業等の所有者・管理者へ協力をお願いしつつ、区域内の除染を実施します。

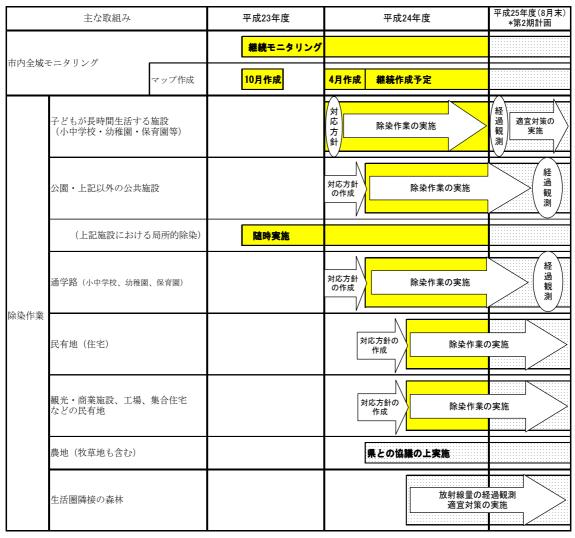


5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指しますが、当面、平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。

除染は原則として除染対象ごとに、市が詳細な対応方針等を作成(国・県等については除きます。)した上で、市または管理者・所有者が除染を行います。 なお、平成25年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は次期の 除染実施計画やスケジュールを見直します。

スケジュール (想定)



6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、当面、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地(施設)内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容(保管方法、場所、量など)の記録をします。

7. その他の事項

- (1)特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2)除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に 空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

以上